

大分県報

令和三年
第二五二号
十月十九日

（火曜日）

目次

告示

- 一 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一
- 二 道路区域の変更（二件）……………三
- 三 道路の供用開始……………四
- 四 建築基準法による道路位置の指定……………四

○告示

大分県告示第六百二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和三年十月十九日

大分県知事 広瀬 貞

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
竹田市久住町大字有氏字広内千七百七十三番地
株式会社レゾネット
代表取締役 原 田 和 信
- 特定事業場の所在地及び名称
竹田市久住町大字有氏字広内千七百七十三番地 他三筆
レゾネットクラブくじゅう
- 設置される特定施設の種類

令和三年十月十九日

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
ハ 入浴施設

種 類	入浴施設	能 力								使用の季節的変動	使用の時間帯	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
		⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①					
種 類	入浴施設	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	なし	連続 二四時間			
		〇・八一㎡/基 四基	〇・九四㎡/基 四基	〇・七八㎡/基 一基	〇・五五㎡/基 一基	〇・六一㎡/基 一基	〇・五一㎡/基 一基	〇・六四㎡/基 一基	〇・五一㎡/基 一基					
汚水	汚水等の一日当たりの量	m ³ /日								単位	単位			
項 目	水素イオン濃度	m ³ /日								単位	単位			
		⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	通常の値	通常の値			
		〇・四	〇・八	〇・一	〇・二	〇・一	〇・二	〇・一	〇・二	〇・二	〇・二			
		五・八〇八・六	一・一六	〇・二	〇・四	〇・二	〇・四	〇・二	〇・四	最大の値	最大の値			
		五・八〇八・六	〇・八											

大分県報（告示）

汚水	項目	一日当たりの排出水量		排水口名	5 排出水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日																	
		mg/l	単位			m ³ /日	単位	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量							水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位												
生物化学的酸素要求量	mg/l	10	単位	107	排水口 No.1		三、〇〇〇以下	五	五〇	二五〇	一五〇	二〇〇	五・八〇・六		一六	二四時間	連続	既設	既設	既設																
水素イオン濃度	mg/l	5.8~8.6	通常	四																	二〇	二五	二〇	一六〇	五・八〇・六	処理前	通常	一六	処理前	通常	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
項目	単位	5.8~8.6	通常	二																	二〇	二五	二〇	一〇	五・八〇・六	処理後	通常	一六	処理後	通常	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
最大	単位	5.8~8.6	最大	三																	三〇	三五	三〇	一五	五・八〇・六	処理後	最大	二二	処理後	最大	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設

令和三年十月十九日

汚水等の汚染状態の値	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量		排水口名	汚水等の汚染状態の値																		
									m ³ /日	単位		大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位								
排水口 No.2	三、〇〇〇以下	二	二〇	二五	三〇	三五	五・八〇・六		九〇・三	通常	排水口 No.2	三、〇〇〇以下	二	二〇	二五	三〇	三五	五・八〇・六		九〇・三	通常	排水口 No.2	三、〇〇〇	三	三〇	三五	五・八〇・六		九〇・三	最大

大分県報(告示)

て一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類
及び路線名

区
間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延長

県道佐伯蒲
江線

佐伯市大字堅田字通山九五五番から
佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番三
まで

後

一三・七
一〇・一

一五四・〇

前

一三・七
七・四

一五四・〇

大分県告示第六百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年十月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類
及び路線名

区
間

区域変更
前後別

敷地の幅員

延長

備考

県道緒方高
千穂線

豊後大野市緒方町上冬原
字畑田四六八番一から
豊後大野市緒方町小原字
竹ノ下一四七番三地先ま
で

前

三七・五
三・三

一、一六七・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

豊後大野市緒方町上冬原
字畑田四六八番一から
豊後大野市緒方町小原字
小仲尾一九〇番三まで

後

六五・五
三・三

一、一六七・〇

豊後大野市緒方町上冬原
字畑田四六六番二から
豊後大野市緒方町小原字

後

一〇七・三
一五・三

九三一・九

大分県告示第六百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年十月十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道緒方高千穂線

豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三七五番六から
豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三七五番三まで
豊後大野市緒方町上冬原字梅無礼三六九番五から
豊後大野市緒方町上冬原字梅無礼三六六番二七まで

令三・一〇・一九

大分県告示第六百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和三年十月十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

指定番号

指定位置

指定年月日

道路の幅員

道路の延長

日第二二一
号
玖珠郡玖珠町大字山田字上
ノ詰二二五一番一二

令三・一〇・一

四・二〇
四・〇〇

三四・六五